

全社高障発第 55 号  
令和 7 年 5 月 23 日

厚生労働大臣 福岡 資麿 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国救護施設協議会  
会長 大西 豊美

## 被保護者や生活困窮者への支援体制強化に向けた 令和 8 年度予算及び今後の制度改善策にかかる要望

日頃より本会事業の推進につきましてご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、全国で 180 施設を超える私たち救護施設は、生活保護法に基づき、日常生活を営むことが困難な人々を受け入れて自立支援を行っています。その中で、再び地域での生活が可能と見込まれる方に関しては、地域移行および移行後の地域定着を実現する支援に積極的に取り組んでいるところです。

また、地域の被保護者や生活困窮者に対しても、これまでの実践で培ってきた支援ノウハウと施設の機能を活かして個別の支援を行うとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域における核となる施設として、地域ぐるみで支えあう支援体制の構築をめざしています。

救護施設が、今後も国民と地域社会にとって最後のセーフティネットの役割・機能を十分に発揮でき、救護施設利用者の地域への移行や移行後の継続的な支援を一層推進できるよう以下のとおり要望しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### 生活保護に係る調整会議の設置の促進と、 救護施設の積極的な参画の呼びかけを求めます

「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」により、生活保護法において、関係機関との支援の調整や情報共有・体制の検討を行うための調整会議が設置できることとなりました。被保護者は、保護に至るまでに様々な生活背景があり、抱える課題も多様であることから、調整会議を設置し、多機関の連携による支援体制の構築を促進することが非常に重要です。

また、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」(社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会)において、調整会議構成員の対象として、救護施設が明示されています。被保護者等に対する支援において高い専門性を有している救護施設が調整会議へ参画することにより、地域の被保護者に対する自立の助長や生活の安定を促進することができます。

さらに、令和 7 年 4 月より、精神科病院や矯正施設等の関係機関との入所調整を行う者を配置

し、救護施設の受け入れ機能の強化が図られることとなりました。この取り組みにより救護施設に入所した被保護者が将来的に地域移行する等の場合に、救護施設も参画する調整会議が機能することによって、より長期に渡って安定した地域生活が実現するものと考えます。今日、処遇困難度の高い要保護者を受け入れて地域移行に向けての支援を積極的に行うためには、救護施設と多様な関係機関の相互理解と連携促進が重要であり、調整会議に救護施設が参画することは、精神科病院や矯正施設に限らず、より多機関との連携による受け入れ機能のさらなる強化を図ることも期待できます。

ついては、調整会議の設置促進と、救護施設の参画について、実施機関への働きかけをお願いします。